

第19回研究会

平成19年4月13日(金)午後2時30分
市役所 2階 第2会議室

主な内容

協働ガイドブック(仮称)に係るキーワード整理等について

今回は、これまで議論してきた中で、キーワードとしてどのようなものが出されたか、漏れているものはないかということ整理するための議論から始めました。

【小林会長】協働の理念、基本方針のベースを作るには、合意ができていないことをつぶしていく作業が必要であり、ある程度まとめて、6月24日のパネルディスカッションで議論をしていく。前回議論をした「自覚」「責務」についてもパネルディスカッションで問題提起してみる。これまでの論点を一つずつ整理して、おおまかに合意をできるところをとっていく必要がある。



【尾関委員】まちづくりは市民協働でやるという思い入れがあったが、市民協働ですべてはできない。まちづくりの基本は市民から信託された市職員が中心に担っていき、市民協働で支えていくのがよいのではないかなと思うようになった。太田委員のいう協働の5つの柱は、市民協働で行なうまちづくりのイメージだが、市民協働で行うまちづくりとその原則を議論していくということをしかり確認する必要がある。

【太田委員】これまでの議論で出てきたキーワードはすべて入れて議論していく必要がある。協働の理念では「責務」と「自覚」があった。大まかなキーワードを先ずは押さえておく必要がある。「テニヲハ」など文章の整理はその後でよい。

【尾関委員】「市民主権」もキーワードだが漏れてはいないか。

【太田委員】「市民主権」は協働の原則の中に入るのはないか。

【小林会長】協働の原則に「市民主権」を入れようということでは、2月16日に「市民主権」「市民協働」「対等」という意見が出た。ここをどう整理するのか、考えないといけないキーワードだ。

【尾関委員】市民協働ですべてのまちづくりを進めることはできない。市役所の役割として、市役所がまちづくりの基幹を担っているとしておく必要がある。コストダウンだけ先行しては、職員もいなくなってしまう。中心になるのはやはり市の職員だ。“小さな政府を目指す”とか、“市民でやれることは市民で”などと言っているが、

やはり市役所の役割は重要である。

【栗本委員】協働について市役所は本気だという気持ちを伝えないと、パネルディスカッションに来た市民も何だということになる。

【大竹委員】戦略計画では市役所の役割として「市役所は主導的役割から調整役へ」と表現されている。基幹的な役割とはどういうことなのか、理解してもらえる市民とそうでない市民もいる。市民参画で市民の考え方を反映させるということは、いろいろな人の意見を取りあげていく必要がある、それで調整の役割をしていかないといけないということになる。言葉として「基幹」を入れてもよいが、「調整役」も入れていかないといけない。

【尾関委員】協働についてではなく、市役所はまちづくりについて基幹的な役割を担っているということだ。市民協働のまちづくりでは市役所は調整役でよい。基幹的な役割をまちづくりの中で担っていくためには、市民から信託を受けた市職員が中心になる。まちづくりは市民協働だけでできるものではないと言いたかった。

【小林会長】協働の趣旨の中に、まちづくりではこうだが、協働ではこうだと入れたほうがよいということかもしれない。他には、例えば2月16日の議論で、場としての市民協働センターや補助金というように具体的な施策も入れていく必要があるという意見があった。

【太田委員】具体的な課題に入れればよい。

【事務局】場や資金は、これまでは課題解決方法として押さえられており、長崎委員の提案では「市民活動の推進に向けた市の基本施策」として挙げられている。助成金については協働の形態の中にも入っており、助成金を使う際の責務などはそこで整理されている。

【小林会長】それは課題の解決方法の中に入るが、キーワードの中には見えてこない。

【太田委員】入れましょう。

【栗本委員】意見交換会での意見は必ず入れないと、あの会は何だったのかということになる。

【尾関委員】キーワード的には先のことになるが、根拠づけとなる条例化も入れておく必要がある。ガイドブックだけでは意味がない。条例は市民協働を進める保証になる。

【小林会長】条例化していくべきだということでは合意している。しかし、いきなり条例では硬すぎるので、わかりやすいガイドブックが必要だという話もしてきた。

【尾関委員】これまで「指針」という言葉が何度も出たが、これは行政用語だと思う。「指針」とは行政が内部向けにつくるものというイメージだが、ここで取りまとめようとしているものは市民向けのものと考えている。

【事務局】NPOと行政の協働などというような限定的なものではなく、市民同士の協働も含めた市民向けの指針である。

【小林会長】「市民とは誰か」と延々と議論してきたが、まだまとまっていない。このあたりも整理しておく必要がある。

- 【事務局】その他のキーワードとしては、第11回の際に「協働の目的はコスト削減だけではない」という議論があった。「リーダーシップ」とか「人材の発掘」という意見もあった。これらをどう入れるのかは難しい。行政と市民活動団体の協働に主眼をおくと協働の形として「委託」「共催」という言葉が出てくるが、市民同士の協働ではあまりなじまない。
- 【尾関委員】公費を使った協働にはそのような形態があると簡単に触れていくのがよいのではないか。愛知県のルールブックはNPOとの協働に限定だからまとめやすいが、ここで取りまとめるものはそうはいかない。
- 【事務局】愛知県でNPOへの委託における委託料の積算は適正かというテーマの会議があったが、協働と言いながら安く請け負わせるという考えが根底にあるようにも思う。
- 【尾関委員】市民協働を、安く市民ボランティアやNPOを使えばよいというコスト削減の目的としてはいけない。委託料の積算に関して言えば、きちんとした契約などのやりとりをしていく必要性もルールに入れておくべきではないか。協働相手の選定では、例えば指定管理者に対して仕様書を厳しくして、従来市役所がやってきたレベルにしないといけない。入札を含めて、サービスを低下させないような市役所の関わり方があるのではないか。
- 【小林会長】協働の形の意見は出てきていない。市民同士の協働もあるが、これまでは行政の側がどうするかが重要だった。市民活動団体同士の協働ということでは、マッチングを行う中間支援NPOも必要である。将来的にはこの研究会が中間支援としての役割を担えるようになればよいという意見もあった。これもキーワードに挙げたい。
- 【太田委員】それも協働の形態の一つになる。
- 【小林会長】市民協働センターができれば、こういうこともできる。
- 【小宮委員】現実には地域が崩壊して、円滑にっていないことが多い。人間関係を広げること、輪をつくる必要がある。自覚という言葉のほかに「気付き」や「学びあい」という言葉もキーワードとしてほしい。
- 【尾関委員】区・町内会の活動も重要であり、区・町内会が市民協働のまちづくりをやろうと言うようになれば凄いことである。実際に区・町内会もまちづくりをやっているが、運営の仕方に課題があるということだと思う。協働の原則で「目的の共有」をキーワードとして挙げているが、その「合意」ということが重要である。区・町内会では多数決もあるだろうが、合意を形成する努力もしている。合意することとは単純なことではなくて難しいことである。新しい概念について合意することは難しいが、徹底してやれば弱者の意見が反映されやすくなる。
- 【小林会長】区・町内会などの市民同士の協働の場について、ガイドブックの中ではこれも協働の場だと位置付けるのがよい。協働をしていく中で、相手を思いやり、合意をしていく、相手の言い分に耳を傾ける。これもキーワードとして入れたい。
- 【尾関委員】区・町内会を一つの市民協働の場にしていこうという意見はよいと思う。

だから協働のガイドブックが必要である。

【事務局】キーワードというよりは整理しておく必要があることだと思うが、3月2日に市民協力、市民参加、市民参画、市民協働の4つの段階があり、新たな形として「市民協働」とあるという意見があった。市民参加、市民参画の例として、パブリックコメントや住民説明会が挙げられた。長崎委員も「市民参画制度の確立」ということでそれらを挙げている。パブリックコメントや住民説明会も協働の一環だとすれば、市民協力、市民参加、市民参画の3つも含めて「市民協働」ということにしてよいのか。

【尾関委員】市民のまちづくりへの直接の関わり方として市民協力、市民参加、市民参画、4つ目に市民協働を挙げた。整理をしてみて、協働でできるまちづくりには限界があるのではないかと思った。市民協働がまちづくりのすべてではないということである。例えば、寄付をすることも市民協働のまちづくりだと思うが、市民協力、市民参加、市民参画のすべてを含めて協働のまちづくりというのには難があるように思う。市民参画、市民参加、市民参画と市民協働との関連性、共通性、差異性を明確にする必要がある。そうしないと混乱する。

【小林会長】市民協力、市民参加、市民参画、市民協働と4つあるが、ガイドブックや条例案の守備範囲はどこまでか。まちづくりには、この他に市役所だけでやっていくことも当然あるだろう。市民活動や民間活動のもともとのあり方は協働だけではないが、市民活動までは守備範囲としたいだろう。4つを包括する別の言葉を考えたほうがよいのか。守備範囲を決める必要がある。

【事務局】パブリックコメントや住民説明会も協働のプロセスの一部である。市民協力から協働まではすべて市民協働と考えたほうがよいのではないのか。

【尾関委員】現行のパブリックコメントは意見を聞いておしまいだ。広報に返答が載ることもあるが、パブリックコメントを協働というには、改善の余地がある。市民による取扱委員会などで検討をし、それに担当部署の意見を付けてホームページで公表するようなスタイルならパブリックコメントも市民協働になる。今のままでは市民参加である。

【太田委員】理念の中の「市政への参画」だが、市民活動を発展させることによって協働を進めることができ、市民が積極的に市政に参画する機運を盛り上げていくことができる。これが市民サービスの向上につながる。あまり市民参加などのいろいろな言葉を入れると返って議論がまとまらなくなるのではないのか。市民活動の定義を明確にして議論していけばよい。市民活動、市民協働が守備範囲である。

【尾関委員】市民参画制度に重点を置いている委員もいる。

【小林会長】区・町内会活動をしている人などNPOではない人たちも合意ができるようなガイドブックとしていく必要がある。一方で協働の形である委託、助成、後援などは市側からみたものである。愛知県の協働ルールブックは守備範囲の狭いものだが、ここでは幅広く議論しているので市民参画制度なども入れて考えたほうがよいが大変である。

- 【太田委員】最終的には入れていくことになる。市民活動を活発にすることが市民協働のまちづくりに寄与することになる。市民参画、市民参加が盛り上がるための市民活動をする。そのためには情報の共有化を活発にさせて、つながりを作っていくことが重要になる。
- 【大竹委員】ここで議論しているまちづくりは生活に根ざした“まち”のまちづくりである。そのまちづくりを協働でということ、密着感や愛着感が感じられるようなものでないといけない。生活に根ざしたまちづくりを考えていくということ、ある程度限定したほうがよい。市民協力・参加・参画は条例で考えていけばよいのではないか。
- 【尾関委員】市民参加は条例ですっきりとうたえばよい。市民参加に原則論はあまりないのではないか。市民協働だから原則論が出てくる。原則からはずれるような市民の活動も実際にはある。しかし評価するべきものはある。区別して狭い範囲にしたほうがよいと思う。私の案の中で活動の3つの形態を挙げているが、自己資金でまちづくりに取り組んでいることもある。地域住民の協働は、区や町内会などの自治組織、地域住民組織と市民活動団体とがあるテーマで協働をすることもある。市役所との協働の形態として委託などがある。
- 【行政経営課長】ここでは市民生活に関わる部分を議論している。市民協働、市民活動がメインとなってくるが、市民参画・参加・協力まで、目に見えにくい形態もあるが、これらも触れたほうがよい。
- 【太田委員】いっしょに触れたほうがよい。
- 【小林会長】市民協力・参加・参画は条例で考えていけばよいという意見、協力から参画には言及しつつメインは協働だよという意見もあった。
- 【尾関委員】文章化するには守備範囲を決めないと難しい。市民活動団体が独自に取り組む活動、市民活動団体と地域住民活動団体との市民協働、市役所との市民協働、この3つの形態を含めて市民協働と整理した。もう少し広げると市民協働の原則をもっと緩めたものにしなければならない。公金を使う市民協働も含めて、原則、規則として一定のレベルで書かないといけない。
- 【小林会長】パブリックコメントや政策提言などは、市民の側から声を出していこうというものであるから対等ではない。意見を聞かなければならないということ縛りたいからルール化しようということである。
- 【行政経営課長】全部含めることでよいのではないか。
- 【尾関委員】パブリックコメントも現行のシステムを改善すれば市民協働の一つになる。指定管理者制度も同じである。システムを改善することによって市民協働となるという言葉を入れることによって、市民協働として守備範囲に入れていくことができるようになる。
- 【小林会長】市民協働に重きを置くことは当然のことである。市民協働を中心に考えて、その先で余裕があれば協力、参加、参画も考える。全部協働というややこしくなるが、「市民が主役のまちづくり」「市民のためのまちづくり」として、協働のどこ

るを中心にすえて広げていけばよい。

まとまらなければ両論併記とするなど、あえて議論を生み出そうという書き方をする方法もある。ただし両論併記が多すぎるとわけがわからなくなる。

【尾関委員】まとまらなければ両論併記とするのが公平である。市民協働のまちづくりについて、そのイメージや例を挙げて議論してみたい。

【小林会長】協働の5つの柱などは条例では取り上げられないので、ガイドブックではそれらの例を挙げて、こういう時にはこうだという議論し、見えやすいものとしてまとめていく必要がある。

今回は、キーワードの整理とともに、協働ガイドブック(仮称)の守備範囲についての議論を行いました。市民のまちづくりへの直接の関わり方として市民協力・市民参加・市民参画・市民協働という分類ができるが、ガイドブックの守備範囲はどうかということで、市民協働に重点を置くが協力・参加・参画にも触れていくというのが大筋の議論でした。また、協力・参加・参画の制度としてある現在のシステムは、市民からの一方通行という感が否めないが、これを改善することによって「市民協働」と言えるようになるのではないかと、「市民協働にしていくための改善」ということもうたっていく必要があるという、新たな提案が出されました。